

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

岩手県選挙管理委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年岩手県選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (知事部局の職員に補助執行させる事務) 第4条 [略] 2 前項に掲げる事務について、 <u>総務部総務事務センター所長</u> の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] | (知事部局の職員に補助執行させる事務) 第4条 [略] 2 前項に掲げる事務について、 <u>総務部総務事務センター給与 認定担当課長</u> の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。